

注意事項

◎延滞金の計算について

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合)に、年7.3%を加算した割合を乗じて計算します。

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に1%を加算した割合を乗じて計算します。なお、延滞金が1,000円未満の場合は納める必要はありません。また、延滞金が1,000円以上の場合でも100円未満の端数は切り捨てます。

ただし、修正申告・更正・決定の場合は、延滞金の計算方法が異なります。くわしくは担当課までお問い合わせください。

◎納める場所

銀行

足利銀行
群馬銀行
大東銀行
東邦銀行
栃木銀行
東日本銀行
山形銀行

信用金庫

鹿沼相互信用金庫
烏山信用金庫
栃木信用金庫

ゆうちょ銀行・郵便局

関東各都県及び山梨県内に限る。(ただし、納期限内に限る)

※その他、宇都宮市役所の各地区市民センター及び各出張所でも納付することができます。

その他金融機関

中央労働金庫
横浜幸銀信用組合(宇都宮支店に限る)
ハナ信用組合
宇都宮農業協同組合

※金融機関名は令和7年4月1日現在

◎お問い合わせ先について

事業所税に関するお問い合わせは、宇都宮市役所理財部税制課事業所税担当までお問い合わせください。

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市役所 理財部 税制課 事業所税担当
TEL:028-632-2186(直通)